

江戸川区医療需給等把握調査業務仕様書

1. 業務名

江戸川区医療需給等把握調査業務委託

2. 業務目的

江戸川区（以下「区」という。）における現状の医療資源及び医療需給状況を把握するとともに、将来的な医療需給の予測を行うことで、今後の区の医療政策検討の基礎資料とする。

3. 履行期間

契約締結日から令和8年3月31日までとする。

4. 業務の内容

受託者は、以下の調査を行うものとし、区と協議して本委託に係る工程表を作成し、その進捗状況を定期的に区に報告すること。なお、本項に記載の業務内容については、本業務の目的達成のため、必要に応じて受託者と区の協議により変更することができる。

I. 医療需給等把握調査

- (1) 東京都保健医療計画と第8次医療計画及び関連計画等との関連性を踏まえ、不足する区の医療資源の分析
- (2) 東部二次保健医療圏及び隣接医療圏における医療機能及び医療資源等の状況分析
- (3) 東部二次保健医療圏及び隣接医療圏における人口動態、入院・外来の受療動向分析
- (4) 区の将来医療需要推計に基づく必要な医療体制像および医療機能と必要病床数の検討

II. ケーススタディ

- (1) 将来推計を踏まえた地域医療の望ましい姿の明示
- (2) 区への医療機能誘導に向けた、採算性および経済効果等の試算、立地利便性の評価

5. 成果物の提出

- (1) 江戸川区医療需給等把握調査等報告書（本編） データー一式
- (2) 江戸川区医療需給等把握調査等報告書（概要版） データー一式

6. 支払方法

検査終了後、請求に基づき支払う。

7. 受託者の要件

- (1) 医療・介護及び病院管理運営に関する知識と経験を有する者を担当とすること。
- (2) 医療・介護保険制度や医療資源に係る統計データや DPC データ、レセプトデータの分析等に熟知し、医療需給に関する将来推計の経験を有している事業者であることを示す実績を提示すること。
- (3) 受託者と区は定期的に打ち合わせを開催し（原則月 1 回 90 分程度）、進捗状況、日程管理、疑義事項の共有等を行う。

8. 再委託等の禁止

受託者は、業務の全部または主要な部分を一括して再委託もしくは請け負わせてはならない。一部再委託を必要とする場合は区と協議の上決定する。

9. その他の留意事項

- (1) 受託者は、本業務の実施にあたり知り得た情報を区以外の第三者に漏らし、または自己の利益のために利用することはできない。また、本業務が終了した後も同様とする。
- (2) 個人情報の取り扱いについては、個人情報に関する特約条項を遵守しなければならない。
- (3) 受託者は、区の委託目的及び調査の意図を十分に理解したうえで作業にあたること。
- (4) 不明な点が生じた場合は、速やかに区に確認すること。
- (5) 本仕様書にない調査であっても、本業務の目的達成のために必要である場合は、区に対し積極的に提言すること。
- (6) 関係機関に協力を求める調査については、区に事前協議すること。
- (7) 本業務の実施に伴い、受託者が区の有する資料・情報等を必要とする場合は、事前に区に申し出ること。区はその必要性を認めたとき、これを受託者に提供する。
- (8) 受託者は、区の求めに応じて会議や打ち合わせ等に参加するものとする。
- (9) 自動車を利用する際は、都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（平成 12 年東京都条例第 215 号）の規定を遵守すること。
- (10) 本仕様書に定めがない事項については、双方協議の上、決定するものとする。